

知事意見	事業者の見解
<p>はじめに</p> <p>今回の中間報告書手続において、関係市町長や住民から、騒音、振動、水資源、景観、住民の生活環境の保全など、多岐にわたる意見が出されている。事業者においては、関係市町等からの意見に対し、正確で十分な情報提供を行うとともに、引き続き、地域への環境影響の低減に努めること。</p>	<p>環境影響の低減については、工事前に、具体的な工事計画に基づき環境保全措置を具体化しています。</p> <p>事業者が新たに計画する発生土置き場（仮置き場を含む。）等においては、環境の調査及び影響検討を行い、その結果に基づき環境保全措置を具体化しています。</p> <p>情報提供については、上記の環境の調査及び影響検討の結果、環境保全の内容を資料に取りまとめ、山梨県及び関係市町へ送付するとともに、事業者のホームページに掲載しています。</p> <p>工事前には工事説明会を開催し、地域住民の皆様へご説明しています。</p> <p>条例に基づき、3年に1回の頻度で中間報告書を作成し、山梨県知事及び関係市町の長へ送付しています。中間報告書を作成しない年度は年次報告を取りまとめ、山梨県及び関係市町へ送付しています。中間報告書及び年次報告は、事業者のホームページにも掲載しています。</p> <p>環境保全事務所（山梨）、山梨工事事務所を設置し、地域住民の皆様からのお問い合わせに対応しています。</p> <p>引き続き、環境影響の低減及び情報提供に努めます。</p>
<p>1 全般事項</p> <p>事業実施にあたり、地域住民から、要望、苦情等があった場合は迅速かつ誠実に対応すること。</p> <p>なお、中間報告書の環境保全措置の実施状況について、今後は、より具体的な記述と充実した資料によりわかりやすい報告書とすること。</p>	<p>これまでと同様に、地域住民の皆様からの要望、苦情等には、迅速かつ誠実に対応いたします。</p> <p>今後作成する中間報告書及び年次報告は、よりわかりやすい資料となるよう努めます。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 大気</p> <p>環境保全措置である低振動型建設機械及び低炭素型建設機械について、流通台数が少ないことを理由に未導入であるが、今後は積極的に採用するよう努めること。</p>	<p>低振動型建設機械及び低炭素型建設機械は、流通台数が増加し、手配が可能になりましたら、積極的に採用いたします。</p>
<p>(2) 水資源</p> <p>湧水の水量及び地表水の流量の調査において、現在実施している調査頻度、調査範囲、調査期間では、降雨等による自然変動が大きく、工事の影響を定量的に把握することが困難である。流域の状況を把握できる常時観測地点の設置や既設観測所の常時観測データの活用も含め、調査や評価の方法を再検討し、追加調査等の実施により工事の影響を把握すること。その結果、工事の影響が認められた場合には、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。</p>	<p>水資源の事後調査は、トンネル工事の影響を把握することが目的であり、工事中は月1回の調査を基本としています。工事においてトンネル湧水量を日々観測しており、湧水量に明らかな変化が見られた場合には、必要により水資源の調査頻度を増やす対応を行います。</p> <p>気象庁、河川管理者等が設置している観測所における降水量、河川水位などの観測データが工事実施箇所の近傍にある場合には、そのデータも含めて工事の影響を評価いたします。</p> <p>工事の影響が認められる場合には、必要な環境保全措置を検討し、実施いたします。</p>
<p>(3) 動物（猛禽類）</p> <p>クマタカの飛翔減少の原因をイヌワシの定着によるものとしているが、中間報告書の説明をもって工事影響の有無を評価することは難しい。この評価を行うためにはできるだけ多くの調査データが必要になることから、今後、定点観察法による調査に加え、営巣地付近における騒音・振動測定などを実施し、猛禽類への影響を客観的に判断できるためのデータを収集するよう努めること。</p> <p>また、今回の中間報告書においてイヌワシの定着が確認されたが、イヌワシについても大変希少な種であることから、今後の工事にあたっては影響を低減させるための措置を講ずること。</p>	<p>より客観的に判断できるよう、専門家の技術的助言を受けながら、データの充実に努めます。</p> <p>なお、営巣地付近における騒音・振動測定は、専門家より、測定者が営巣地に近づくことで猛禽類へ及ぼす影響が大きい、との技術的助言を受けております。より影響の小さい調査方法を、専門家と相談しながら検討します。</p> <p>イヌワシ（早川町地区ペア）は事後調査の対象ではありませんが、引き続き継続調査を実施するとともに、専門家と相談して影響を軽減させるための措置を講じます。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(4) 植物</p> <p>植物を移植したにもかかわらず、一部が消失してしまったことから、移植場所の選定にあたっては、生育環境に加え、動物による食害など外的な影響についても十分考慮し、食害防止柵などの必要な措置を講ずること。</p>	<p>今後の移植・播種では、専門家の技術的助言を受けながら、食害、除草作業等の懸念のある箇所を避ける、保護柵を設置する等の対応を行います。</p>
<p>(5) 景観</p> <p>今後の事業実施において、構造物、工事内容が明らかになった段階で、景観に対する影響検討の過程を具体的に示すこと。</p> <p>また、発生土仮置き場、工事ヤードなどの一時的な施設についても、景観への影響が1年以上継続する可能性がある場合には影響検討を行うよう努めること。</p> <p>なお、早川町内の既設の発生土仮置き場についても、日常的な視点場からの景観への影響があることから、飛散防止等に使用するシートについて自然色(茶色)を積極的に採用するなど、発生土置き場の色彩や形状について配慮すること。</p>	<p>高架橋及び橋梁の景観に関する検討の概要は、評価書に記載しています。構造形式及び形状に変更があり、景観に影響を及ぼす場合には検討を行い、その過程を今後作成する中間報告書及び年次報告に掲載いたします。</p> <p>工事ヤード等の一時的な施設は、仮設物等の配置等が工事の進捗に合わせて刻々と変化していくこと、設置期間が工事期間中に限定されることなどから、景観の調査及び影響検討の対象外としています。</p> <p>なお、工事ヤードの周辺環境に配慮して、以下の取り組みを実施中です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広河原非常口工事ヤードで、周囲に配慮した色の仮囲いを設置し、のり面を緑化しています。 <p>早川町内の既設の発生土仮置き場は、一時的な施設であることから、景観の調査及び影響検討の対象外としました。</p> <p>なお、発生土仮置き場の周辺環境に配慮して、以下の取り組みを実施中又は実施する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨畑地区発生土仮置き場で、搬入が完了した発生土に、深緑色の遮水シートを被せています。 ・早川町内中洲地区発生土仮置き場で、発生土で造成する盛土ののり面に植生工を行います。発生土仮置き場の周辺では、必要により可能な範囲で植栽等を行います。

知事意見	事業者の見解
<p>(6) 発生土</p> <p>発生土置き場（仮含む）の全体的な計画が明らかでないことから、発生土の搬入・処分について、計画及び今後の見通しが明らかになった時点で速やかに示すこと。</p> <p>また、発生土置き場（仮含む）の位置、量、期間等の状況については、随時、ホームページで視覚的に把握できる方法を検討すること。</p>	<p>発生土置き場（仮置き場を含む。）の計画及び今後の見通しについては、関係者との調整が整った箇所から、環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全の内容を資料としてとりまとめ、山梨県及び関係市町へ送付するとともに、事業者のホームページに掲載いたします。</p> <p>準備が整いましたら、事業者のホームページに、発生土置き場（仮置き場を含む。）の位置を示す地図及び写真等を掲載いたします。</p>
<p>上記知事意見に対する見解を県に報告するとともに事業者ホームページで公表すること。</p>	<p>上記の見解を山梨県に報告するとともに、事業者のホームページに掲載いたします。</p>